

阿武町公告第16号

公立学校情報機器整備費補助事業による情報端末購入に伴う
公募型プロポーザル方式に係る手続の開始の公告

次のとおりプロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年5月21日

阿武町長 花田 憲彦

1 事業の概要

(1) 事業の名称

阿武町GIGAスクール用端末整備事業

(2) 物品等の特質等

応募要項及び仕様書による。(iPad OS LTEモデル)

(3) 納入期限

原則、契約日から令和8年1月20日(火)までとするが、最短で納入、調整作業を終了できるよう協議の上、決定するものとする。

(4) 納入場所

原則、仕様書による。

詳細は、契約者決定後、協議することとする。

2 総経費の限度額

25,880,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

仕様書に係る総額(通信料等含む(5年間))

3 参加資格

この手続に参加できる者(複数の企業等から成るコンソーシアムを含む。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者でないこと。

(2) 阿武町の入札に参加する者に必要な届け出がされていること。

(3) この手続の開始の日から企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても都道府県及び市町村等の業務委託及び物品調達等に係る入札の参加停止を受けていないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て
破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法(平成22年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(5) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団または暴力団の利益となる活動を行う者でないこと。

(6) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。

4 応募要項の配布

(1) 場所

下記ホームページで配布する。

阿武町ホームページ【<http://www.town.abu.lg.jp/>】

(2) 日時

令和7年5月21日から令和7年6月3日まで

5 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること）

(2) 提出場所

阿武町教育委員会（阿武町町民センター内）

(3) 受領期限

令和7年6月3日午後5時まで

6 提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

(1) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は事前に電話にて連絡すること）

(2) 提出場所

阿武町教育委員会（阿武町町民センター内）

(3) 受領期限

令和7年6月17日午後5時

7 審査

審査は、阿武町教育用情報端末整備審査委員会により、最も優れた提案書を提出した者の特定にあたっては6月下旬に行う。

8 その他

(1) この手続の開始後に、3(2)に掲げる申請をする場合は、令和7年6月10日午後5時までに阿武町役場土木建築課（TEL：08388-2-3112）に届け出ること。

(2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(3) 詳細については、阿武町教育委員会事務局に問い合わせること。

電話08388-2-0501、F A X08388-2-2075、電子メール kyoui@town.abu.lg.jp